

令和 7 年度 第 6 回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和 7 年 9 月 2 5 日 (木)			
開 催 場 所	役場 2 階 第 1 会議室			
開 催 日 時	令和 7 年 9 月 2 5 日 午後 1 時 30 分 開 会			
	令和 7 年 9 月 2 5 日 午後 2 時 30 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号	6 番	玉城 健次		
議事録署名委員	2 番	内間 正樹	3 番	宮嶋 扶喜子

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第 2 会期の日程について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第 11 条の規定により、ただ今から令和 7 年度 第 6 回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は 7 名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第 1)	これより議事に入ります。 日程第 1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なし)
議長	異議なしと認め、書記には高良 琴美（たから ことみ）さん、議事録署名委員には、2 番 内間 正樹（うちま まさき）委員、3 番 宮嶋 扶喜子（みやじま ふきこ）委員を指名します。
議長 （日程第 2）	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議長 （日程第 3）	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告 1 利用権設定農地の合意解約について 報告 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について 報告 3 地域計画変更内容一覧について 報告 4 農業者年金加入促進について 以上です。
議長 （日程第 4）	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 2 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 8 号 現況証明願いについて 議案第 2 9 号 非農地証明願いについて 議案第 3 0 号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第 3 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 3 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第 2 7 号から第 3 2 号までですが、そのうち現

		地資料確認を必要とするものが１８件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
		休憩 午後 １ 時 ４０ 分 再開 午後 １ 時 ５５ 分
議	長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第２７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私のほうから議案第２７号「農地法第３条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 １ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第２７号「農地法第３条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、３ページから１０ページにあります【別添】「３条調査書」を踏まえ、農地法第３条の規定による許可について可否の意見を求めます。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第２７号「農地法第３条の規定による許可申請について」、異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第２７号「農地法第３条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。

	続きまして、議案第２８号「現況証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第２８号「現況証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 １１ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、現況証明願いの内容を説明） 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議長	議案第２８号「現況証明願いについて」異議はございませんか。
	（異議なし）
議長	議案第２８号「現況証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第２９号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第２９号「非農地証明願いについて」を説明いたします。 お手元の議案書 １２ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、議案第２９号「非農地証明願いについて」を説明） 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。

議	長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委	員	2番について、道路に直接面していないように見えるが、隣地などの所有者は？
事	務	局2番は道路に直接面しておらず、隣の住宅の庭から進入して現場を確認しました。
委	員	完全に袋地であるということで、このような場合は非農地と判断しようと以前の総会で決めたと思う。この 120 m ² だけ畑として残しても出荷も難しいと思うが、今後畑として残すことに意味があるのか考える必要がある。
委	員	しかしクロキがあり現況が「畑」であれば、非農地は出せない。農業委員会は現況が一番大事でしょ。
事	務	局クロキがあり、現場確認では畑と判断したが、実際はオープンガーデンの庭として使われていたと聞いている。
委	員	クロキがあるから畑、ではなくて、現況が畑かどうかの判断を今考える必要があると思う。
委	員	現況主義だから畑でしょ。
委	員	その現況を誰が判断したか。
事	務	局地元推進委員と事務局で現場確認したことを、総会の場で委員みなさんの意見を聞いて、最終的な判断をする。
委	員	現況主義だったら、現況が畑なら畑になる。
事	務	局委員の言うように、現況が畑だったら畑。一方で〇〇委員の言うように、袋地で農業的利用が見込めない畑は非農地として認めて良いんじゃないかという意見もある。
委	員	小さい道もないの？もともとはあったんじゃないの？どんな畑でもあるよ。
事	務	局現状、地積上は道がなく、現場を見ても道は確認できなかった。
委	員	その現況で果たして畑といえるのか。
委	員	ここはかなり昔、所有者の兄が緑花木で木を植えていたと思う。そのまま手入れもされず当時のまま。もう今はやっていない畑を、どういうふうに判断するか。
委	員	ユンボやクレーンが入れられないから出荷ができず、そのままになっている畑たくさんある。
委	員	ほったらかしで原野状態になっても、これからも畑と見ていくのか。
委	員	どこで線引きしてどう判断していくか、前例がないので難しい。
委	員	これまでずっと畑だったから今後も畑、ではなくて、考えていく必要がある。
委	員	申請人は自分が使っておらず、非農地としたいから申請している。な

		ら認めてもよいのではないか。
委 員		40 年前に植えたときは畑だったかもしれないが、30 年以上耕作していないと明言している。現在耕作中という人が出てきたら困るけど。
事 務 局		耕作者や利用権設定されている人はいないです。
議 長		では多数決としましょうか。議案第 29 号「非農地証明願いについて」整理番号 2 番については多数決としたいと思います。非農地に賛成の方は挙手をお願いします。
		挙手：7 名
議 長		賛成多数により、整理番号 2 番は可決決定いたします。議案第 29 号「非農地証明願いについて」意義はございませんか。
		(異議なし)
議 長		議案第 29 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 30 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番を議題とします。こちらは議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番と同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは私のほうから、議案第 30 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番及び議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の議案書 13 ページ、15 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 30 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番及び議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。 以上です。
議 長		ただ今、事務局から説明がありました議案第 30 号「農地転用事業

委 員	議案第 3 0 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番及び議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について令和 7 年 9 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 3 0 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番及び議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 3 0 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番及び議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 3 0 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第 3 0 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番についてを説明いたします。 お手元の議案書 1 3 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 3 0 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。 以上です。

議 長	ただ今、事務局から説明がありました、議案第 30 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 30 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番について、令和 7 年 9 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 30 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 30 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 31 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第 31 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番についてを説明いたします。 お手元の議案書 14 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 31 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。 以上です。

議 長	ただ今、事務局から説明がありました、議案第 3 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 3 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、令和 7 年 9 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 3 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 3 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 3 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第 3 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番についてを説明いたします。 お手元の議案書 1 4 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 3 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。 以上です。

議 長	ただ今、事務局から説明がありました、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号2番について、令和7年9月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号2番については異議なしと認め、可決決定いたします。

